

平成28年第2回若狭町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年5月9日若狭町議会第2回臨時会は、若狭町議事堂で開会された。

1. 出席議員（15名）

1番	渡辺英朗君	2番	島津秀樹君
3番	辻岡正和君	4番	坂本豊君
5番	今井富雄君	6番	原田進男君
7番	北原武道君	8番	福谷洋君
9番	武田敏孝君	11番	清水利一君
12番	藤本勲君	13番	大塚季由君
14番	小堀信昭君	15番	小林和弘君
16番	松本孝雄君		

2. 欠席議員

なし

3. 欠員（1名）

4. 職務のため議場に出席した者の職氏名

議会事務局長 藤本 斉                      書記                      北清水 佳代

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	森下 裕	副町長	中村 良隆
教育長	玉井 喜廣	会計管理者	蓮本 直樹
総務課長	中村 俊幸	政策推進課長	森川 克己
税務住民課長	橋本 清考	環境安全課長	深水 滋
福祉課長	小堀 勝弘	健康課長	高橋 久直
地域医療・介護 センター事務長	二本松 正広	建設課長	谷口 壽
水道課長	岡本 隆司	産業課長	森下 精彦
観光交流課長	泉原 功	パレオ文化課長	飛永 恭子
歴史文化課長	永江 寿夫	教育委員会 事務局長	木下 忠幸

## 6. 議事日程

- |         |   |
|---------|---|
| 日程第1    | 会議録署名議員の指名について  |
| 日程第2    | 会期の決定について   |
| 日程第3    | 議長辞職の件について  |
| 追加日程第1  | 議長の選挙について   |
| 追加日程第2  | 副議長辞職の件について   |
| 追加日程第3  | 副議長の選挙について  |
| 追加日程第4  | 議長の予算決算常任委員会委員の辞任について   |
| 追加日程第5  | 議長の教育厚生常任委員会委員の辞任について   |
| 追加日程第6  | 議長の原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について                                      |
| 追加日程第7  | 議長の三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について                                   |
| 追加日程第8  | 予算決算常任委員会委員の選任について  |
| 追加日程第9  | 教育厚生常任委員会委員の選任について  |
| 追加日程第10 | 原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について   |
| 追加日程第11 | 三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任について                                      |
| 追加日程第12 | 議会運営委員会委員の辞任について  |
| 追加日程第13 | 議会運営委員会委員の選任について  |
| 追加日程第14 | 広報特別委員会委員の辞任について  |
| 追加日程第15 | 広報特別委員会委員の選任について  |
| 日程第4    | 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について   |
| 日程第5    | 若狭消防組合議員の選挙について   |
| 日程第6    | 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について  |
| 日程第7    | 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について   |
| 日程第8    | 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について                                       |
| 日程第9    | 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）                       |
| 日程第10   | 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）                  |
| 日程第11   | 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の一部改正について） |
| 日程第12   | 同意第1号 若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることに                                 |

ついて

- 追加日程第 1 6 発議第 1 号 北陸新幹線敦賀以西の整備に関する決議について
- 追加日程第 1 7 総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 8 教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 1 9 予算決算常任委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 2 0 議会運営委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 2 1 広報特別委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 2 2 原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 2 3 議会改革特別委員会閉会中の継続調査について
- 追加日程第 2 4 三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の継続調査について
- 日程第 1 3 議員の派遣について

(午前 9時35分 開会)

○ 議長（清水利一君）

開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

5月に入り新緑が目には鮮やかな季節となり、新しい息吹を感じる今日この頃であります。

本日、招集されました平成28年第2回若狭町議会臨時会につきましては、専決処分及び人事に関する議案4件の他、議会の役職構成に係る審議が主なものであります。

慎重なご審議と円滑な議事運営に、ご協力賜りますことをお願いしまして開会の挨拶といたします。

○ 議長（清水利一君）

日程に先立ち諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により例月出納検査2月分及び3月分の結果報告書が、お手元に配布のとおり報告されています。

次に、地方自治法第121条の規定により議案説明者として森下町長、中村副町長、玉井教育長、蓮本会計管理者、中村総務課長ほか各担当課長等の出席を求めています。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

○ 議長（清水利一君）

ただ今の出席議員数は、15名です。

定足数に達しましたので、会議は成立いたしました。これより、平成28年第2回若狭町議会臨時会を開会します。

○ 議長（清水利一君）

町長より、発言を求められていますので、これを許可します。森下町長。

○ 町長（森下裕君）

皆さんおはようございます。

本日は平成28年第2回若狭町議会臨時会を召集させていただきましたところ、議員の皆様には、お忙しいところ、ご出席を賜り厚くお礼申し上げます。

5月に入りまして、緑がまぶしい新緑の季節となり、若狭町の魅力が季節と共に増していく気がいたします。

今年のゴールデンウィークは、一昨年に全線開通しました舞鶴若狭自動車道（若狭さとうみハイウェイ）の効果もあり、県内外から多くの観光客をお迎えすることができました。ただ、ゴールデンウィークまっただ中の5月3日には、爆弾低気圧の通過に伴い県内に暴風警報が発令され、町内にも強風が吹き荒れました。

そのような中、カーブミラーやビニールハウス、また、建物のガラスの一部破損や落石などの被害が報告されております。特に、3日夜には、大鳥羽の公営住宅の屋根の一部がめくれあがる被害が発生いたしました。通報を受け、消防職員、町職員、自衛消防団、業者などにより、応急処置をさせていただいておりますが、今後、迅速に復旧に取りかかる必要がありますので、議員各位にはご理解いただきますよう、よろしくお願い申しあげます。

また、皆さまもご承知のとおり、九州では、先月14日に、熊本地方を震源とする最大震度7の大規模な地震が発生し、甚大な被害に見舞われております。お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災されました皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興をお祈りいたしております。

若狭町におきましては、地震発生後、すぐさま、交流のある熊本市の施設などに対して、米や飲料水といった物資などの支援を行いました。また、各区長を通じまして、町民の皆さまに義援金のご協力をお願いさせていただいております。災害はいつ発生するか分かりません。今後とも、地域の住民の皆さまと一緒に、災害に対する備えを整えていきたいと考えております。

さて、本日、提案いたします案件につきましては、まず、若狭町税条例、若狭町国民健康保険税条例、及び、行政不服審査法の施行に伴う若狭町関連条例の整備に関する条例の一部改正の3件について、専決させていただきました件でございます。そして、「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」でございます。

議員の皆様には、ご審議の上、承認等賜りますよう、お願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

～日程第1 会議録署名議員の指名について～

○ 議長（清水利一君）

これより、本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配布のとおりです。

これより、日程に従い議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により1番渡辺英朗君、2番島津秀樹君を指名します。

～日程第2 会期の決定について～

○ 議長（清水利一君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (清水利一君)

異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定しました。

ここで、暫時休憩します。

(午前 9時43分 休憩)

(午前 9時44分 再開)

～日程第3 議長辞職の件について～

○ 副議長 (原田進男君)

再開します。

議長清水利一君から、議長の辞職願が提出されていますので、私が議長の職を執らせていただきます。

日程第3「議長辞職の件について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、清水利一君の退場を求めます。

(清水利一議員 退場)

○ 副議長 (原田進男君)

事務局長に辞職願を朗読させます。

○ 議会事務局長 (藤本斉君)

朗読いたします。

平成28年4月18日

若狭町議会副議長 原田進男殿

若狭町議会議長 清水利一

「辞職願」

この度一身上の都合により、若狭町議会議長を辞職したいので許可されるよう地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願い出ます。

以上でございます。

○ 副議長 (原田進男君)

お諮りします。

清水利一君の議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。よって清水利一君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

清水利一君の入場を許可します。

（清水利一議員 入場）

○ 副議長（原田進男君）

辞職が許可されました。

ここで、清水利一君から、退任の挨拶があります。

○ 副議長（原田進男君）

清水利一君。

○ 前議長（清水利一君）

議長退任にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

昨年5月8日、議長としてご推挙を受け、以来、身の引き締まる思いで議長職を務めさせていただきました。私は、副議長をはじめ議運委員長、総務産業建設、教育厚生各常任委員長にも恵まれたこと、そして皆さんに支えられて今日に至り務められたことを深く感謝し、この場を借りて心からお礼を申し上げます。『感謝報恩の精神、感謝報恩の心、感謝し恩に報いる、恩返しをする』という精神にのっとり、今後は私自身の心と配慮を以て恩返しをしていきたいと肝に銘じているところでございます。

そして、もう既に新年度がスタートしていますが、この28年度は第三期目の最終年度であることは言うまでもありません。集大成として1年間、皆様と共に新議長を支えてサポートし、理事者と共にいろいろな課題等を共有しながら、次につなげるため合意形成の役割を担っていきたくと決意を新たにしているところです。今後とも皆様のさらなる御指導を賜りますようお願い申し上げ、感謝と御礼を込めて退任の挨拶とさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

～追加日程第1 議長の選挙について～

○ 副議長（原田進男君）

ただいま議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行ないたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって「議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに選挙を行なうことに決定しました。

○ 副議長（原田進男君）

「議長の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○ 副議長（原田進男君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

○ 副議長（原田進男君）

議長に松本孝雄君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました、松本孝雄君を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（原田進男君）

異議なしと認めます。ただいま指名しました松本孝雄君が議長に当選されました。

○ 副議長（原田進男君）

ただいま、議長に当選されました松本孝雄君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、議長当選の告知をいたします。

○ 副議長（原田進男君）

議長当選受諾の挨拶をお願いします。松本孝雄君。

○ 議長（松本孝雄君）

議長就任にあたりまして、一言、御礼の御挨拶を申し上げます。



このたび、議員各位の温かい御支援をいただき、指名推薦により若狭町議会第11代議長に就任させていただきました。今ここに、立たせていただき議長職の重大さと、責任の重さをひしひしと感じています。

近年、若狭町では少子高齢化が進み、人口減少対策などの諸課題や山積しております。これらの諸課題を解決するため、議員各位の御協力をいただきながら、議会と理事者が情報を交換し共有し、地方創生による更なる若狭町の活性化に向け、微力ではございますが誠心誠意努力してまいる所存でございます。

今後とも議員各位や理事者各位の御指導と御協力をお願い申し上げ就任の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○ 副議長（原田進男君）

以上で議長の選挙を終了します。

暫時休憩します。

（午前 9時53分 休憩）

（午前 9時54分 再開）

～追加日程第2 副議長辞職の件について～

○ 議長（松本孝雄君）

それでは、早速ですが議長の職を執らせていただきます。

先ほど、副議長原田進男君から、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

「副議長辞職の件について」を日程に追加し、追加日程第2として直ちに議題とすることに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。

したがって「副議長辞職の件について」を日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定しました。

○ 議長（松本孝雄君）

追加日程第2「副議長辞職の件について」を議題とします。地方自治法第117条の規定により、原田進男君の退場を求めます。

（原田進男議員 退場）

○ 議長（松本孝雄君）

事務局に辞職願を朗読させます。

- 議会事務局長（藤本斉君）

朗読いたします。

平成28年5月9日

若狭町議会議長 松本孝雄殿

若狭町議会副議長 原田進男

「辞職願」

この度、一身上の都合により若狭町議会副議長を辞職したいので許可されるよう地方自治法第108条及び若狭町議会会議規則第96条第1項の規定により願います。

以上でございます。

- 議長（松本孝雄君）

お諮りします。

原田進男君の副議長の辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。よって原田進男君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

- 議長（松本孝雄君）

原田進男君の入場を許可します。

（原田進男議員 入場）

- 議長（松本孝雄君）

ここで、原田進男君から、退任の挨拶があります。原田進男君。

- 前副議長（原田進男君）

一言、退任の御挨拶を申し上げます。

短い間ではございましたが、大過なく職責を全うすることができました。これも偏に議員の皆様のご御努力と理事者の御協力の賜物であると、深く感謝申し上げます。

大変、お粗末なものではございましたが、皆様のご協力において無事に退任となりましたことを、ここに御礼を申し上げまして一言、退任の御挨拶といたします。ありがとうございました。

～追加日程第3 副議長の選挙について～

- 議長（松本孝雄）

ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りします。

「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として直ちに選挙を行ないたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(松本孝雄君)

異議なしと認め、「副議長の選挙について」を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

○ 議長(松本孝雄君)

追加日程第3「副議長の選挙」を行ないます。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

○ 議長(松本孝雄君)

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

○ 議長(松本孝雄君)

副議長に島津秀樹男君を指名します。お諮りします。ただいま議長が指名しました島津秀樹君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(松本孝雄君)

異議なしと認めます。ただいま指名しました島津秀樹君が副議長に当選されました。

○ 議長(松本孝雄君)

ただいま、副議長に当選されました島津秀樹君が議場におられます。本席から会議規則第32条第2項の規定により、副議長当選の告知をいたします。

○ 議長(松本孝雄君)

副議長当選受諾の挨拶をお願いします。島津秀樹君。

○ 副議長(島津秀樹君)

それでは、副議長就任につきまして一言、御挨拶を申し上げます。

このたび、副議長という重責に就くことができました。私は議員としてまだまだ未熟者ではございますが、これからは私の得意とする分野をもって町政の発展のために一生懸命、尽くしてまいりたいと思います。つきましては、議員各位の皆様方、そしてまた理事者各位の皆様方の、御指導、御鞭撻を賜りながら一生懸命、尽くしてまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますけれども就任の御挨拶と代えさせていただきます。

○ 議長（松本孝雄君）

以上で副議長の選挙を終了します。

ここで暫時休憩します。

（午前 10時01分 休憩）

（午前 10時02分 再開）

～追加日程第4 議長の予算決算常任委員会委員の辞任について～

～追加日程第5 議長の教育厚生常任委員会委員の辞任について～

～追加日程第6 議長の原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について～

～追加日程第7 議長の三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について～

○ 副議長（島津秀樹君）

再開します。

ただ今、松本議長から予算決算常任委員会委員、教育厚生常任委員会委員、原子力発電安全対策特別委員会委員及び三方五湖スマートインター特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。「議長の予算決算常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第4として、「議長の教育厚生常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第5として、「議長の原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第6として、「議長の三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第7として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。

よって、「議長の予算決算常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第4として、「議長の教育厚生常任委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追

加日程第5として、「議長の原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第6として、「議長の三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第7として、議題とすることに決定しました。

○ 副議長（島津秀樹君）

お諮りします。追加日程第4「議長の予算決算常任委員会委員の辞任について」、追加日程第5「議長の教育厚生常任委員会委員の辞任について」、追加日程第6「議長の原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について」及び追加日程第7「議長の三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について」を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。

追加日程第4「議長の予算決算常任委員会委員の辞任について」、追加日程第5「議長の教育厚生常任委員会委員の辞任について」、追加日程第6「議長の原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任について」及び追加日程第7「議長の三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって 松本 孝雄 君の退場を求めます。

（松本孝雄議員 退場）

○ 副議長（島津秀樹君）

松本孝雄君から、議長就任により予算決算常任委員会委員、教育厚生常任委員会委員、原子力発電安全対策特別委員会委員及び三方五湖スマートインター特別委員会委員を辞任したいとの申し出がありました。

お諮りします。本件は申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 副議長（島津秀樹君）

異議なしと認めます。

したがって松本議長の「予算決算常任委員会委員の辞任」、「教育厚生常任委員会委員の辞任」、「原子力発電安全対策特別委員会委員の辞任」及び「三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任」を許可することに決定しました。

松本 孝雄 君の入場を許可します。

（松本孝雄議員 入場）

○ 副議長（島津秀樹君）

議長の予算決算常任委員会委員、教育厚生常任委員会委員、原子力発電安全対策特別委員会委員及び三方五湖スマートインター特別委員会委員の辞任が許可されました。

これで私の職務が終了しました。皆様のご協力に感謝申し上げます。

暫時休憩します。

（午前 10時07分 休憩）

（午前 10時08分 再開）

～追加日程第8 予算決算常任委員会委員の選任について～

○ 議長（松本孝雄君）

再開します。先程、予算決算常任委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。

「予算決算常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第8として直ちに選任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、「予算決算常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第8として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長（松本孝雄君）

「予算決算常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。予算決算常任委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、清水利一君を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清水利一君を、予算決算常任委員会委員に選任することに決定しました。

～追加日程第9 教育厚生常任委員会委員の選任について～

○ 議長（松本孝雄君）

次に、先ほど、教育厚生常任委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。

「教育厚生常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第9として直ちに選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、「教育厚生常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第9として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長 (松本孝雄君)

「教育厚生常任委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

教育厚生常任委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、清水利一君を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清水利一君を、教育厚生常任委員会委員に選任することに決定しました。

～追加日程第10 原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について～

○ 議長 (松本孝雄君)

次に、先ほど、原子力発電安全対策特別委員会委員が欠員となりました。

お諮りします。

「原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第10として直ちに選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、「原子力発電安全対策特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第10として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長 (松本孝雄君)

「原子力発電安全対策特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

原子力発電安全対策特別委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、清水利一君を指名したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清水利一君を、原子力発電安全対策特別委員会委員に選任することに決定しました。

～追加日程第11 三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任について～

○ 議長（松本孝雄君）

次に、先程、三方五湖スマートインター特別委員会委員が欠員となりました。  
お諮りします。

「三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第11として直ちに選任したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、「三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第11として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長（松本孝雄君）

「三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任」を行います。  
お諮りします。

三方五湖スマートインター特別委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、清水利一君を指名したいと思います。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました清水利一君を、三方五湖スマートインター特別委員会委員に選任することに決定しました。

～追加日程第12 議会運営委員会委員の辞任について～

○ 議長（松本孝雄君）

次に、議会運営委員会委員2名から、辞任願いの申し出がありました。

「議会運営委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第12として、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。よって「議会運営委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第12として直ちに議題とすることに決定しました。



- 議長（松本孝雄君）

追加日程第12「議会運営委員会委員の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、今井富雄君、原田進男君の退場を求めます。

（今井富雄議員ほか1名 退場）

- 議長（松本孝雄君）

事務局に辞任願いを朗読させます。

- 議会事務局長（藤本斉君）

朗読いたします。

平成28年5月9日

若狭町議会議長 松本 孝雄 殿

議会運営委員会委員 今井 富雄

議会運営委員会委員 原田 進男

「辞任願」

この度、一身上の都合により若狭町議会議会運営委員会委員を辞任したいので、若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

- 議長（松本孝雄君）

お諮りします。

申し出のとおり議会運営委員会委員今井富雄君、原田進男君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。

辞任願いのあった議会運営委員会委員2名の辞任を許可することに決定しました。

今井富雄君、原田進男君の入場を許可します。

（今井富雄議員ほか1名 入場）

～追加日程第13 議会運営委員会委員の選任について～

- 議長（松本孝雄君）

ただいま議会運営委員会委員が2名欠員となりました。

お諮りします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第13として、直ちに選任したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。

したがって「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第13として、選任を行なうことに決定しました。

○ 議長 (松本孝雄君)

「議会運営委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

議会運営委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、渡辺英朗君、坂本豊君を指名します。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました諸君を議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

～追加日程第14 広報特別委員会委員の辞任について～

○ 議長 (松本孝雄君)

次に、広報特別委員会委員4名から、辞任願いの申し出がありました。

「広報特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第14として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。

よって「広報特別委員会委員の辞任について」を日程に追加し、追加日程第14として直ちに議題とすることに決定しました。

○ 議長 (松本孝雄君)

追加日程第14「広報特別委員会委員の辞任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、今井富雄君、原田進男君、北原武道君、福谷洋君の退場を求めます。

(今井富雄議員ほか3名 退場)

○議長 (松本孝雄君)

事務局に辞任願いを朗読させます。

○ 議会事務局長 (藤本斉君)

朗読いたします。

平成28年5月9日

若狭町議会議長 松本 孝雄 殿

広報特別委員会委員 今井 富雄

広報特別委員会委員 原田 進男

広報特別委員会委員 北原 武道

広報特別委員会委員 福谷 洋

「辞任願」

この度、一身上の都合により若狭町議会広報特別委員会委員を辞任したいので、若狭町議会委員会条例第12条第2項の規定により許可されるようお願い出ます。

以上でございます。

○ 議長 (松本孝雄君)

お諮りします。

申し出のとおり広報特別委員会委員今井富雄君、原田進男君、北原武道君、福谷洋君の辞任を許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。辞任願いのあった広報特別委員会委員4名の辞任を許可することに決定しました。

今井富雄君、原田進男君、北原武道君、福谷洋君の入場を許可します。

(今井富雄議員ほか3名 入場)

～追加日程第15 広報特別委員会委員の選任について～

○ 議長 (松本孝雄君)

ただいま広報特別委員会委員が4名欠員となりました。

お諮りします。

「広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第15として、直ちに選任したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、「広報特別委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第15として、選任を行なうことに決定しました。

- 議長 (松本孝雄君)

「広報特別委員会委員の選任」を行います。

お諮りします。

広報特別委員会委員の選任については、若狭町議会委員会条例第7条第4項の規定により、辻岡正和君、坂本豊君、清水利一君、大塚季由君を指名します。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました諸君を広報特別委員会委員に選任することに決定しました。

～日程第4 敦賀美方消防組合議会議員の選挙について～

- 議長 (松本孝雄君)

日程第4「敦賀美方消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。

敦賀美方消防組合議会議員である私、松本孝雄が、4月28日に同組合議会議員の辞職願を提出し許可となりました。このため、議会で選挙した同組合議会議員が1名欠員となっているため、「敦賀美方消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

- 議長 (松本孝雄君)

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

- 議長 (松本孝雄君)

敦賀美方消防組合議会議員に、坂本豊君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました 坂本 豊 君を敦賀美方消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました坂本豊君が敦賀美方消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、敦賀美方消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～日程第5 若狭消防組合議会議員の選挙について～

- 議長 (松本孝雄君)

日程第5「若狭消防組合議会議員の選挙について」を議題とします。

若狭消防組合議会議員である島津秀樹君から、4月28日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した同組合議会議員が1名欠員となっているため、「若狭消防組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

- 議長 (松本孝雄君)

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長 (松本孝雄君)

若狭消防組合議会議員に、原田進男君を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました 原田進男君を若狭消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました原田進男君 が若狭消防組合議会議員に当選されました。

ただいま執行の、若狭消防組合議会議員選挙の当選人が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～日程第6 美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について～

○ 議長 (松本孝雄君)

日程第6「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙について」を議題とします。

美浜・三方環境衛生組合議会議員である清水利一君から、5月2日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました

このため、議会で選挙した同組合議会議員が1名欠員となっているため、「美浜・三方環境衛生組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長 (松本孝雄君)

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

- 議長 (松本孝雄君)

美浜・三方環境衛生組合議会議員に、私、松本孝雄を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました 私、松本孝雄を美浜・三方環境衛生組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました 私、松本孝雄が、美浜・三方環境衛生組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、美浜・三方環境衛生組合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～日程第7 嶺南広域行政組合議会議員の選挙について～

- 議長 (松本孝雄君)

日程第7「嶺南広域行政組合議会議員の選挙について」を議題とします。

嶺南広域行政組合議会議員である 清水利一君から、4月28日に同組合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました

このため、議会で選挙した同組合議会議員が1名欠員となっているため、「嶺南広域行政組合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

- 議長 (松本孝雄君)

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長（松本孝雄君）

嶺南広域行政組合議会議員に、私、松本孝雄を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました 私、松本孝雄を嶺南広域行政組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました 私、松本孝雄が嶺南広域行政組合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、嶺南広域行政組合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

～日程第8 福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について～

○ 議長（松本孝雄君）

日程第8「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について」を議題とします。

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員である清水利一君から、4月28日に同広域連合議会議員の辞職願が提出され、許可となりました。

このため、議会で選挙した福井県後期高齢者医療広域連合議会議員が欠員となるため、「福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙」を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行なうことに決定しました。

○ 議長（松本孝雄君）

お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）



異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

○ 議長（松本孝雄君）

福井県後期高齢者医療広域連合議会議員は、慣例により議長が同広域連合議会議員になっていますので、私、松本孝雄を指名します。

お諮りします。

ただ今、議長が指名しました私、松本孝雄を福井県後期高齢者医療広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました私、松本孝雄が福井県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選しました。

ただいま執行の、福井県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の当選人が議場にいますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～日程第9 承認第2号から日程第11 承認第4号～

○ 議長（松本孝雄君）

日程第9、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」、日程第10、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」及び日程第11、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の一部改正について）」の3議案を一括議題といたします。

○ 議長（松本孝雄君）

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○ 町長（森下裕君）

ただいま一括上程されました承認第2号、承認第3号及び承認第4号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

承認第2号「若狭町税条例等の一部改正について」及び、承認第3号「若狭町国民健康保険税条例の一部改正について」は、地方税法等の一部を改正する等の法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、承認第2号、第3号とも、3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定により、それぞれ専決処分させていただきましたので同条第3項の規定に従い、報告申し上げ議会の承認を求めます。

また、承認第4号「行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の一部改正について」は、行政不服審査法が、本年4月1日から施行されることに伴い、当該条例の一部改正が必要となりましたので、同じく3月31日付けで、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分させていただきましたので同条第3項の規定に従い報告申し上げ、議会の承認を求めるものであります。

以上、一括上程されました3議案につきまして、妥当なご決議を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長（松本孝雄君）

提案理由の説明が終わりました。これより別室において、ただいまの議案について、理事者から詳細説明を受けるため、暫時休憩します。

（午前 10時36分 休憩）

（午前 11時33分 再開）

○ 議長（松本孝雄君）

再開します。

休憩前に引き続き承認第2号、承認第3号及び承認第4号を議題とします。提案理由の説明が終わっております。

これより3議案について質疑、討論、採決を行います。

○ 議長（松本孝雄君）

まず、承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」の質疑を行いません。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○ 議長（松本孝雄君）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

○ 議長（松本孝雄君）

これより、採決を行います。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町税条例等の一部改正について）」、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立全員】

- 議長（松本孝雄君）

起立全員です。よって、本案は原案どおり可決しました。

- 議長（松本孝雄君）

次に、承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

- 議長（松本孝雄君）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

- 議長（松本孝雄君）

これより、採決を行います。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて（若狭町国民健康保険税条例の一部改正について）」、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立全員】

- 議長（松本孝雄君）

起立全員です。よって、本案は原案どおり可決しました。

- 議長（松本孝雄君）

次に、承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の一部改正について）」の質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

- 議長（松本孝雄君）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

- 議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

○ 議長（松本孝雄君）

これより、採決を行います。

承認第4号「専決処分の承認を求めることについて（行政不服審査法の施行に伴う若狭町関係条例の整備に関する条例の一部改正について）」、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【起立全員】

○ 議長（松本孝雄君）

起立全員です。よって、本案は原案どおり可決しました。

～日程第12 同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき

同意を求めることについて」～

○ 議長（松本孝雄君）

日程第12、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

○ 議長（松本孝雄君）

提案理由の説明を求めます。森下町長。

○ 町長（森下裕君）

ただ今上程されました、同意第1号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、若狭町教育委員会委員は5名の委員をもって構成されておりますが、このたび、本年5月13日付けをもって任期満了となります樋口治華次委員の後任委員を任命するにあたり、検討しました結果、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第4条第2項の規定に基づき、若狭町下野木の喜多治氏を任命したいと思います。

喜多治氏は、平成25年3月、福井県嶺南振興局次長を最後に退職されるまで、38年間の永きにわたり福井県職員として勤務され、その間、多岐にわたる職務に広く携わり、全体の奉仕者として地域住民の福祉増進のため職務遂行に専念されました。

また、退職後は、地域との密接な関わりを持ち、まちづくりの推進にも尽力されています。

教育を取り巻く環境が大きく変化し、教育の大切さが問われている今、高潔な人柄で、地域の信望も厚く、学校教育のみならず、社会教育の分野でも高尚な識見を十分備えられておられます。

若狭町教育委員として最も適任者と確信いたしておりますので、特段のご理解を賜りまして、ご同意の程よろしくお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○ 議長（松本孝雄君）

提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんが。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

質疑なしと認め、質疑を終わります。

○ 議長（松本孝雄君）

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

討論なしと認め、討論を終わります。

○ 議長（松本孝雄君）

日程第12、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を採決します。

本件は、これに同意することに賛成の諸君は、起立願います。

【起立全員】

○ 議長（松本孝雄君）

起立全員です。よって、同意第1号「若狭町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は同意することに決定しました。

ここで暫時休憩とします。

（午前11時40分 休憩）

（午前11時41分 再開）

～追加日程第16 発議第1号「北陸新幹線敦賀以西の整備に関する決議について」～

○ 議長（松本孝雄君）

再開します。

お諮りします。

ただいま、島津秀樹君ほか4名から、発議第1号「北陸新幹線敦賀以西の整備に関する決議について」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第16として、直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって、「北陸新幹線敦賀以西の整備に関する決議について」を日程に追加し、追加日程第16として、直ちに議題とすることに決しました。

○ 議長（松本孝雄君）

追加日程第16、発議第1号「北陸新幹線敦賀以西の整備に関する決議について」を議題とします。

決議（案）については、お手元に配布のとおりです。

本案について、提出者の説明を求めます。島津秀樹君。

○ 議員（島津秀樹君）

発議第1号「北陸新幹線敦賀以西の整備に関する決議について」提案の趣旨説明を申し上げます。

北陸新幹線は、多極分散型国土の形成を推進し、国土の均衡ある発展に欠かせない極めて重要な国家プロジェクトであります。また、大規模災害時においては、東海道新幹線の補完代替機能を果たすなど、多重化による輸送体系の確立とともに日本海国土軸の形成を通じて、災害に強い強靱な国土づくりに大きく貢献することが期待されております。

さらには、新幹線などの高速交通機関は、終着地点まで整備が完成して真の効果を発揮するものであることから、大阪までのフル規格による全線整備を早期に実現しなければなりません。

現在、敦賀以西ルートについては、3月10日の与党敦賀・大阪間整備検討委員会において、小浜・京都ルート、舞鶴を経由するルート、米原ルートの3案に絞り込まれ、4月27日には上部組織の与党整備新幹線建設促進プロジェクトチームに報告されたところであります。

今後は国が調査を開始し、その結果をもとに与党検討委員会がルートを決定することとなっております。3案の中でも小浜・京都ルートは、旅客流動の多い北陸・関西間を直通し、時間短縮効果が高まることから、利便性の確保につながり、産業や観光の振興にも大きく寄与し、移住・定住促進にもつながるルートであります。ついては、敦賀以西を年内に小浜・京都ルートを決定いただき、開業年度を明らかにし、さらには大阪までのフル規格によって早期に全線整備を実現することを強く要望することに、ご賛同いただき、ご決議いただきたくお願いを申し上げます、提案の趣旨説明とさせていただきます。

○ 議長（松本孝雄君）

以上で提出者の説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

質疑なしと認め、質疑を終わります。

- 議長 (松本孝雄君)

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

- 議長 (松本孝雄君)

討論なしと認め、討論を終わります。

- 議長 (松本孝雄君)

発議第1号「北陸新幹線敦賀以西の整備に関する決議について」、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

**【起立全員】 \* 1名棄権**

- 議長 (松本孝雄君)

起立全員です。よって、本案は原案どおり可決しました。

ここで暫時休憩とします。

(午前11時46分 休憩)

(午前11時48分 再開)

- 議長 (松本孝雄君)

再開します。

先程、各委員会からそれぞれの正・副委員長について決定報告がありましたので、報告いたします。

総務産業建設常任委員会委員長に坂本豊君、同じく副委員長に北原武道君、教育厚生常任委員会委員長に渡辺英朗君、同じく副委員長に福谷洋君、予算決算常任委員会委員長に島津秀樹君、同じく副委員長に坂本豊君、議会運営委員会委員長に武田敏孝君、同じく副委員長に辻岡正和君、広報特別委員会委員長に清水利一君、同じく副委員長に大塚季由君、原子力発電安全対策特別委員会委員長に小林和弘君、同じく副委員長に小堀信昭君、議会改革特別委員会委員長に大塚季由君、同じく副委員長に藤本勲君、三方五湖スマートインター特別委員会委員長に辻岡正和君、同じく副委員長に大塚季由君。

以上のとおり、決定しましたので報告します。

～追加日程第17から追加日程第24 各委員会閉会中の継続調査について～

- 議長 (松本孝雄君)

次に、各委員会の委員長から、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、追加日程第17から追加日程第24として、直ちに議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」を日程に追加し、追加日程第17として、「教育厚生常任委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第18として、「予算決算常任委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第19として、「議会運営委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第20として、「広報特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第21として、「原子力発電安全対策特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第22として、「議会改革特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第23として、「三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の継続調査について」を追加日程第24として、直ちに議題にすることに決定しました。

○ 議長（松本孝雄君）

お諮りします。追加日程第17「総務産業建設常任委員会閉会中の継続調査について」から追加日程第24「三方五湖スマートインター特別委員会閉会中の継続調査について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。各委員会の委員長から、所管事務のうち会議規則第73条の規定によって、お手元に配布しました「閉会中の継続調査申出書」のとおり、閉会中の継続調査をすることに ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長（松本孝雄君）

異議なしと認めます。したがって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

～日程第13「議員の派遣について」～

○ 議長（松本孝雄君）

次に、日程第13「議員の派遣について」を議題とします。

お諮りします。

若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、それぞれの議員を派遣す



るものといたします。なお、緊急を要する場合は、議長において決定したいと思います。  
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 (松本孝雄君)

異議なしと認めます。よって、若狭町議会議員の派遣については、お手元に配布のとおり、派遣することに決定しました。

○ 議長 (松本孝雄君)

以上で、本臨時会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

これをもって、平成28年第2回若狭町議会臨時会を閉会します。

○ 議長 (松本孝雄君)

閉会にあたりまして一言ごあいさつ申し上げます。

本臨時会のご審議によりまして、私のようなものが若狭町議会の議長という重責を担うこととなりました。もとより、そのような器ではありませんが、前清水議長の功績を汚さぬよう、若狭町議会議長として町の発展のために誠心誠意、全力で努めさせて頂きたいと、気持ちを新に致しております。

議員の皆様はもとより、理事者各位におかれましても、更なるご指導、ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、議会の組織につきましても一部構成変えもありました。それぞれの立場で若狭町の更なる発展のためにご尽力いただきますようお願いをいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。

○ 議長 (松本孝雄君)

町長より閉会のあいさつがあります。

○ 町長 (森下裕君)

閉会にあたりまして、一言、ご挨拶を申し上げます。

ただいまは、提案いたしました案件に対し、適切なるご決定をいただき、誠にありがとうございました。

また、本議会で議会の構成が新しくなりました。新しく議長に松本孝雄議員が、副議長に島津秀樹議員が就任されました。心よりお祝い申し上げます。

また、議会の組織につきましても、新たな組織に構成をされました。今後、町行政に対しましても若狭町発展のため、なお一層のご理解、ご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。

さて、若狭町の大きなプロジェクトの一つであります舞鶴若狭自動車道、三方五湖P

AスマートICの整備につきましては、先月27日に工事着手に伴う安全祈願祭が行われました。福井国体が開催されます、平成30年3月の完成に向けて、いよいよ本格的な工事に入っております。

また、今月から来月にかけて、町が主催する行事がいくつかございます。今月の21日と22日には、「第25回若狭・三方五湖ツーデーマーチ」、また、来月の5日には、「第12回わかさあじさいマラソン」が開催されます。是非、たくさんの皆様にご参加していただきますよう、お願い申し上げます。

どの、イベントにしましても、若狭町の魅力を発信する絶好の機会です。おもてなしの心をしっかりもって、再び当町にお越し頂けるようにしたいと思います。

議員各位におかれましては、健康に十分ご留意いただき、町政発展のため、ますますご活躍していただきますようご祈念申し上げ、閉会にあたりましての、お礼のご挨拶とさせていただきます。

(午前11時57分 閉会)